

# 登録申請時等に必要な書類、添付すべき証紙について

- 1 必要な書類  
登録申請時等に必要な書類、添付すべき証紙は次のとおりになります。

区 分	登 録	訂 正	再交付	抹 消	補 足
通訳案内士登録申請書					法施行規則第16条別記第4号様式
登録事項変更届出書					法施行規則第19条別記第6号様式
登録証再交付申請書					法施行規則第20条別記第7号様式
登録抹消事由届出書					参考 別紙第1号様式
通訳案内士登録証					
健康診断書					医師法(昭和23年7月30日法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による健康診断書 参考 別紙第2号様式
合格証書の写し					
履歴書					市販の用紙で可 なお写真の貼付は不要
誓約書(通訳案内士)					要領別記第1号様式
写真2枚					最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.5cmのもの 裏面に氏名を記入 通訳案内士登録証用1枚 登録行政庁保管用1枚
代理権限授權書 (非居住者を代理する 権限を付与したことを 証する書面)					参考 別紙第3号様式 本邦内に住所を有しない者に限る 代理人が法人の場合、定款又は寄 付行為及び登記事項証明書を添付
誓約書(代理人)					要領別記第2号様式
住民票抄本等					外国人の場合、外国人登録原票記 載事項証明書又はパスポートの提 示及び写しの提出が必要
登録事項の変更が行わ れたことを証する書面					住所変更については、住民票抄本 氏名変更については、戸籍抄本 代理人変更については、代理権限 証書及び誓約書(代理人)
登録抹消事由を証する 書面					死亡した場合及び一年以上の懲役 又は禁錮の刑に処せられた場合
申請手数料 (北海道収入証紙)	円 5,200	円 4,100	円 4,100		

- 平成18年6月1日以降については、住民基本台帳法に基づく「本人確認情報」を利用するため、住民票抄本の添付は不要となります。

- 2 申請書に記載する氏名及び住所  
申請書に記載する氏名及び住所については、日本語(中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。)と英語を併記してください。

申 請 者	表 記	氏 名	住 所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人登録を受けた者	日本語	登録されているものを漢字又はカタカナで記載	登録されているもの(居住地)
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載

- 3 留意事項
- 登録申請は本人による窓口申請とし、非居住者にあつては代理人とともに窓口でパスポートを提示の上、申請してください。
  - 婚姻、離婚等による氏の変更は、「訂正」となります。
  - 他都府県からの転入、道内での住所の変更は、「訂正」となります。  
(法第23条、施行規則第19条)
  - 「再交付」の必要書類の「通訳案内士登録証」は、著しく損じた場合であり、旧通訳案内業法の免許証を含みます。  
(法第24条、施行規則第20条)
  - 旧通訳案内業法の免許証を通訳案内士法の登録証に書き換える場合は、「再交付」となり、免許証は返納してください。  
(施行規則附則(平成17年3月15日国土交通省令第10号第3条))